

4 監 第 2 9 号
令和4年10月17日

二本松市長 三保 恵一 様

二本松市監査委員 守岡 健次

二本松市監査委員 佐藤 有

令和4年度公の施設の指定管理者監査の結果について（提出）

このことについて、地方自治法第199条第7項の規定により公の施設の指定管理者監査を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出いたします。

4 監 第 2 9 号
令和4年10月17日

二本松市議会議長 本多 勝実 様

二本松市監査委員 守岡 健次

二本松市監査委員 佐藤 有

令和4年度公の施設の指定管理者監査の結果について（提出）

このことについて、地方自治法第199条第7項の規定により公の施設の指定管理者監査を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出いたします。

令和4年度公の施設の指定管理者監査結果報告書

1 監査基準

本監査は、二本松市監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠し実施した。

2 監査の概要

(1) 監査の種類（根拠法令）

公の施設の指定管理者監査（地方自治法第199条第7項）

(2) 監査の対象

① 対象団体及び所管部局

ア 指定管理者	社会福祉法人 二本松市社会福祉協議会
イ 管理施設	南学童保育所ほか7箇所、杉田こども館
ウ 所管部局	保健福祉部子育て支援課

② 対象範囲

公の施設の指定管理者の指定手続き及び前年度の決算状況、今年度の財務等その他の事務に関する執行状況。

(3) 監査の実施日程等

- | | |
|----------|-------------------------|
| ① 監査の期間 | 令和4年9月27日から令和4年10月13日まで |
| ② 監査委員監査 | 令和4年10月13日 |
| ③ 監査実施場所 | 監査委員事務局
安達公民館会議室 |

(4) 監査の着眼点

所管部局の指定管理者の指定手続き及び指定管理者に対する指導監督が適切に行われているか、また、指定管理者が行う公の施設の管理業務が条例及び協定等に基づいて適切に行われているか等を主眼とした。

(5) 監査の主な実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料及び書類並びに帳簿類を調査するとともに、所管部長以下関係職員の出席のもと、事務事業の概要及び執行状況について説明を受け、必要に応じて質疑等を行った。

また、現地に出向き、指定管理者立会いのもと、施設の管理運営状況、経理状況及び出納その他の事務等について説明を受け、関係書類及び帳簿類の内容を調査し、必要に応じて質疑等を行った。

3 監査の結果

指定管理に係る出納その他の事務については、概ね適正に執行されていると認められたが、次に記載のとおり改善を要する事項(指摘事項)があったので、内容を十分把握・精査のうえ、必要な措置を講じられたい。

なお、事務処理上改善及び留意すべき事項で軽微なものについては、監査執行の際に改善を指導した。

4 改善を要する事項（指摘事項）

(1) 指定管理者

仕訳伝票の処理方法について、速やかに改善・対処し、適切な事務処理を行うこと。

(2) 所管部局

基本協定書において、二本松市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例内容と異なる表記となっている箇所や訂正等が必要な箇所がいくつか見受けられたので、速やかに協定書全体を再度点検・確認して整備すること。